

労働時間管理適正化指導員 活用のご案内

自動車運転者については、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準法の労働時間に関する事項や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の違反率が高く、また、脳・心臓疾患の労災認定件数の割合が高くなっています。

このようなことから、厚生労働省では、自動車運転者の労働時間等労働条件の改善に向けた取組を進めるため、「労働時間管理適正化指導員制度」を設け、自動車運転者に関する労務管理についてのご相談に、個別訪問（無料）により対応しております。

本制度による相談等の情報は、本制度のみに利用し、他の目的に利用することはありません。是非ご利用ください。

次のような事項などに指導員が訪問して対応いたします！

労働時間

- ・ 36協定を結ぶ際に注意することは？
- ・ 改善基準告示を詳しく知りたい。
- ・ 変形労働時間制の導入をしたい。

労働条件

- ・ 労働条件通知書の記載方法を知りたい。
- ・ 現在の就業規則が問題ないか確認したい。
- ・ 賃金制度を見直すに当たり注意することは？

「労働時間管理適正化指導員制度」の個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される場合は、裏面の「個別訪問申込書」を郵送・FAX等で送付してください。

また、ご不明な点がございましたら、下記あてにお問い合わせください。

【お申込み先】

神奈川県労働局 労働基準部 監督課

〒231-8434

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階

TEL 045(211)7351

FAX 045(211)7360

ご利用は無料です



個別訪問申込書

令和 年 月 日

神奈川県労働局 監督課 あて

FAX 045-211-7360

労働時間管理適正化指導員制度の個別訪問によるアドバイスを申し込みます。

事業場名称			
所在地			
電話番号	()	FAX	()
担当者 職氏名	職名	氏名	
事業内容		労働者数	人
相談事項			

【個別訪問の希望日時】（記載は任意です。）

第1希望： 令和 年 月 日 () 時頃

第2希望： 令和 年 月 日 () 時頃

第3希望： 令和 年 月 日 () 時頃

「個別訪問申込書」は神奈川県労働局労働基準部監督課あてにFAX又は郵送してください。

FAX 045-211-7360

郵送 〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎8階